

地方公務員等共済組合法施行規則及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令 概要

総務省自治行政局福利課

1. 改正の趣旨

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和 37 年自治省令第 20 号）及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成 23 年総務省令第 52 号）について、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

（1）育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の支給に係る規定の整備

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づき出生後休業支援給付金及び育児時短就業給付金（以下「出生後休業支援給付金等」という。）が支給されるため、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）において所要の規定の整備が行われた。

改正法の一部の施行に伴い、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）に基づき支給する育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金についても、出生後休業支援給付金等と同様の取扱いとするため、所要の規定の整備を行う。

（2）地方議会議員年金制度における地方公共団体の給付費負担金の取扱いについて

地方議会議員年金制度については、平成23年に制度が廃止されたが、制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する費用は地方公共団体が負担することとされているところ、今回の改正においては、令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの地方公共団体の給付費負担金の取扱いについて、所要の規定の整備を行う。

（3）その他

所要の規定の整備を行う。

3. 公布日等

公布日：令和 7 年 3 月 31 日

施行期日：令和 7 年 4 月 1 日